

規制改革の推進体制の在り方に関する提言
— Society 5.0 の実現に向けて政府一丸となった対応を求める —

2019 年 3 月 19 日

一般社団法人 **日本経済団体連合会**

目次

I. はじめに	1
II. 規制改革をめぐる現状.....	1
III. 規制改革の推進に向けた取り組み.....	5
1. 政府に求める4つの取り組み.....	5
(1) 規制の見直しの実効性担保.....	5
(2) 統合的な推進機関の構築とチームワークの発揮.....	6
(3) 事務局体制と制度の拡充.....	8
(4) 地方における規制改革の推進.....	12
2. 規制改革の「哲学」の設定.....	13
3. 経団連の取り組み.....	14
IV. おわりに	14

I. はじめに

少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、経済活動のグローバル化の進展、情報通信技術（ICT）の高度化など、わが国をめぐる環境変化にともない、経済社会の基盤となる諸規制の見直しが迫られている。あらゆる規制は必要性に基づいて創設されるが、時間の経過とともに陳腐化するおそれがあり、国民生活の向上や企業活動の活性化を図る観点から、不断に見直すことが欠かせない。

今後、経団連が提示した「Society 5.0¹」の実現に向けては、社会のさまざまな仕組みの見直しが不可欠であり、法制度や行政のリフォームは従来にも増して重要な課題となる。

かかる状況下で、規制改革の先導役を担う政府の規制改革推進会議が本年7月末に設置期限を迎える²。経済社会の変革を成し遂げるための転換期において、規制改革が停滞しないよう、既存の仕組みを見直し、過去の行政改革の歴史も踏まえ、これまで以上に強力な推進体制を構築していく必要がある。

そこで、経団連は、規制改革の取り組みの現状や課題を踏まえつつ、今後の推進体制の在り方を提言する。

II. 規制改革をめぐる現状

第2次安倍内閣の発足以降、政府は規制改革を成長戦略の柱と位置付けており、地域単位や企業単位の規制改革制度も新設しながら、積極的に取り組む姿勢を示している。

一方、規制改革の推進機関の歴代議長が述べているように³、改革は常に後退する危険性をはらみ、一朝一夕に進むものでもない。2014年1月の「ダボス会議」において、安倍晋三・内閣総理大臣は「既得権益の岩盤を打ち破る」と

¹ IoT（Internet of Things）やビッグデータ、AI（人工知能）、ロボット等の革新的技術の活用を通じて人々が多様な生活や幸せを追求できる創造社会を指す。提言「Society 5.0 - ともに創造する未来 -」（2018年11月13日）にて詳述。

² 内閣府本府組織令 附則第13条は、規制改革推進会議の設置期間を2019年7月31日までと規定している。

³ 宮内義彦氏は記者会見で「規制改革は遅々として進んでいる」と発言し、草刈隆郎氏は規制改革会議（2007年1月～2010年3月）の3年間を「^{たいせい}退嬰の期間」と総括した。

宣言したが、本年1月の同会議でも同様の趣旨を述べている。実際に、経団連がかねて要望を続けてきた「農地所有適格法人に対する出資規制の緩和⁴」や「区分所有建物における建て替え決議要件の緩和⁵」等の進展もみられない。また、新技術の実用化や従来とは異なる概念を用いたビジネスモデルの創出・普及に既存の規制が適合しない状況も生じている⁶。さらには、行政手続・民間取引においてデジタル化・効率化・簡便化を阻む規制が残り、社会全体の生産性向上の足枷となっている⁷。

規制改革の歩みが遅い背景には、既得権益や利権、リスクを負うことに躊躇する国民のマインド等、さまざまな要因が複雑に絡み合う状況があるが、これらを打ち破り、改革を加速させる上で欠かせない組織や制度も機能不全に陥っており、以下の4つの問題が発生している。

問題その1：規制官庁が改革を進める仕組みの機能不全

第1は、規制の所管省庁が自律的・積極的に改革を進める仕組みが効果的に機能していないことである。規制官庁においては、法制度の安定的な運用や無謬性の追求に比べ、企業等の最前線の動向を踏まえて制度を柔軟に見直すマインドが乏しく、自ら進んで改革事項を抽出し、見直しを図る状況とはなっていない。法律や政令に基づく規制の新設・改廃時には事前評価の実施が義務付けられている⁸が、各省庁が作成する「事前評価書」は、公表期限である閣議決定や意見公募手続が近づいてから定性的な情報を中心に形式的に作成・提出されている感が強く、審議会や研究会等の規制の導入プロセスで効果的に活用されているとは言い難い。事前評価を実施した規制を対象に、見直し時期の到来

⁴ 企業による農地所有適格法人への出資比率は総議決権の2分の1未満に制限されている。

⁵ 区分所有建物の建て替え決議には区分所有者の頭数と議決権の5分の4以上が必要となる。

⁶ 個人等が保有する遊休資産をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して他者等に利用可能とする「シェアリングエコノミー」と呼ばれる経済活動が登場しているが、各種業法に基づく既存の規制が普及の障害となる事例がみられる。

⁷ 平井卓也 IT政策担当大臣は本年1月25日の記者会見で、行政手続のオンライン化や電子申請時の添付書類の撤廃を実現する「デジタル手続法案」を通常国会に提出すると表明した。

⁸ 事前評価のほかに、法律で規制を新設する場合に「規制の新設審査」も実施されている。規制官庁の総合調整部局（大臣官房等）が規制の必要性や期待される効果等を検討し、内閣法制局・総務省行政管理局・財務省主計局は自らの所掌事務に基づき審査している。

時に事後評価を行うこととなったが、事前評価の段階で定量分析が進まないと、客観的な根拠を土台とした規制の見直しに活かせるか不安が残る。

規制のチェック機能として「規制レビュー」も構築されており、規制官庁は所管の法律ごとに「規制シート」を作成・公表しているが、既存の規制を維持する内容が大半を占める。規制改革推進会議は、シートの内容に応じて各省庁にヒアリングを行い、「意見」等を表明できるものの、優先順位のない中で膨大な数のシートを確認しており、具体的な見直しを迫った形跡はみられない。

(図表 1) 規制の所管省庁が自律的・積極的に改革を進める枠組み

	規制の政策評価制度		規制レビュー
	事前評価	事後評価	
開始時期	2007年10月	2017年10月	2014年6月
根拠法令等	行政機関が行う政策の評価に関する法律		規制改革実施計画（閣議決定）
制度所管	総務省 行政評価局		規制改革推進会議 (事務局：内閣府規制改革推進室)
目的	規制策定プロセスの効率化、規制の質の向上、規制への国民理解の促進	導入時の規制の必要性や想定した費用・効果（便益）の検証	規制を横断的に把握する仕組みの構築による所管省庁自らの規制改革の推進
内容	① 規制の新設・改廃時に所管省庁が「事前評価書」を作成 ② 評価書を総務大臣に送付・公表	① 見直し時期が到来する規制を対象に所管省庁が「事後評価書」を作成 ② 評価書を総務大臣に送付・公表	① 見直し時期が到来する規制等を対象に所管省庁が「規制シート」を作成・公表 ② 定期・随時に規制改革推進会議に報告
主な記載内容	規制目的・内容・必要性／直接的な費用（遵守費用、行政費用）／直接的な効果／間接的な影響／費用と効果の関係／代替案との比較／事後評価の実施時期	社会経済情勢の変化による影響等の有無／事前評価時のベースラインの検証／直接的な費用の把握／直接的な効果の把握／間接的な影響の把握／規制の妥当性の検証	規制目的／規制内容の概要／規制と関連する予算／規制の最近の改廃経緯／規制の維持・改革・新設理由／見直し条項の有無／次回の見直し時期

出典：総務省、内閣府公表資料より経団連事務局作成

問題その2：統合的な推進力の不足

第2は、さまざまな会議体が林立することで、政府内で規制改革に向けた統合的な推進力を得られていないことである。国家戦略特区諮問会議や規制改革推進会議、新戦略推進専門調査会など、専門化・細分化が進んだ会議体のそれぞれに目的や役割がある一方、目指す社会像が共有されていないため、個別の取り組みが部分最適に陥りがちな状況がある。なかでも、司令塔となるべき規制改革推進会議について、検討テーマの設定プロセスが分かりづらく、また、横串を通した複数の法改正の組み合わせや新しいルールの設定などの大胆な提案という点でも物足りないとの指摘がある。

会議体の林立にともなう中央省庁の職員の業務負荷も過大になっている。内閣府や内閣官房の会議体の事務局には出向者を中心に官民の精鋭が集うものの、人的資源は限られている。事務局相互の連携も十分ではないため、各組織の活動内容に重複も見られるなかで、対応すべき業務が増え続けている。規制の所管省庁の側も、各会議体の要請事項に系統立てて対応することが難しく、短納期であることも多いため、負荷ばかりが増し、徒労感が生じている。これらの状況から、政府内の省庁間で過度に反目し合う状況すらみられる。

問題その3：利用者目線が不足している規制改革制度

第3は、規制改革制度が多様化・複雑化するなかで、利用者目線での運用が十分でないことである。制度のそれぞれに特色があり、活用できれば効果が期待できるものの、制度の使い方についての周知・広報が足りず、所管する事務局間での連携も乏しいため、利用者が最も効果的な制度に辿り着くのに必要以上の時間と手間がかかっている。

制度自体の使い勝手が良くないとの指摘もある。例えば、国家戦略特区制度は、区域内で活用できる規制の特例措置の追加にあたり法改正をとともなうため、改革の実現に至るまで一定の期間を要する。また、特区の指定区域内においても、近未来技術を活用した実証実験が十分に認められず、技術の社会実装に向けたデータを収集できない事態が生じている。

問題その4：地方における改革の難しさ

第4は、中央省庁の発信による全国規模の取り組みが難しいことである。地方分権改革の推進にともない、国と地方は対等・協力の関係にシフトし、規制の制定に関する地方公共団体の自由度も高まっている。一方、各地方自治体が条例等に基づき個別に規制を制定することで、自治体間で規制内容や行政手続の申請書の書式・様式に差異が生じ、地方公共団体を跨ぐ広域的な事業活動を展開する企業のコストアップを招いている。規制改革推進会議が是正に向けて検討しているが、その範囲は書式・様式の統一にとどまる。規制内容の見直しは地方自治体の自主的な取り組みに委ねざるを得ないが、「地方版規制改革会議」

の設置は全国で6自治体⁹に過ぎない。

加えて、各自治体や地方支分部局の運用レベルで規制が異なる「ローカル・ルール」も発生している。

Ⅲ. 規制改革の推進に向けた取り組み

1. 政府に求める4つの取り組み

(1) 規制の見直しの実効性担保

規制の所管省庁による自律的・積極的な取り組みを促すためには、規制改革の手法に関する考え方を抜本的に見直すとともに、行政職員のマインドセット等も変革を促していくことが重要である。

規制改革の手法として、従来のように規制官庁が法令等を個別にピックアップして検討することに頼るだけでは、改革のスピードは上がらない。経済社会の環境変化が急速に進む現代においては、旧来の技術や社会情勢を前提に創設された規制を大局的な観点から根本的・網羅的かつ迅速に見直す必要があるため、政府における構造改革の方針のもと、各省庁が改革すべき規制の棚卸しを行い、優先順位を定めて確実に修正を施していくことを制度的に担保することが求められる。サンセット条項化も念頭に、対象となる法制度に見直しの期限を設け、第三者が検討状況を確認することが重要である。

具体的な取り組みに際しては、規制を定期的に見直す現行の仕組みを厳格に運用することが欠かせない。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」

(2006年7月7日閣議決定)及び「規制改革実施計画」(2014年6月24日閣議決定)では、国の法令に関する規制について、法律ごとに「見直し年度」及び「見直し周期」(最長5年)を設定・公表することとなっている。規制のライフサイクルが短期化するなか、本制度の実効性が確保されるように運用状況をチェックすることはもとより、改革を重点的に実施する分野を中心に、規制の所管省庁が必要性を立証できない限り、規制を停止・廃止する仕組みの導入を検

⁹ 徳島県、静岡県、茨城県、鳥取県、兵庫県、奈良県葛城市

討すべきである。

規制の政策評価制度の一層の改善も不可欠となる。規制官庁が作成する評価書の定量分析を充実¹⁰させた上で、評価書や記載項目の早期の提示を促し、当該評価に関する情報を政府全体で多様な視点から活用するとともに、国民生活や企業活動に一定の影響を及ぼす可能性がある規制の場合には、法律や政令に限らず事前評価の対象とすることが考えられる。加えて、「規制改革実施計画」（2018年6月15日閣議決定）を踏まえて規制レビューとの連携を強化する観点から、事後評価書と規制シートの役割を整理する必要がある。

手法の見直しが進んでも、行政職員の規制改革に対する考え方が変わらない限り、取り組みは表面的なものとなり、効果は期待できない。そこで、自ら進んで改革に臨むマインドセットと動機付けを行うことが重要である。

マインドセットという点では、新しい技術やサービスを直に体感する機会や開発・活用に携わる人材との交流機会を積極的に創出し、最新の情報をインプットできる環境を作ることで、改革の必要性を認識できるようにしていくことが考えられる。

また、改革に臨む動機付けとしては、規制改革に取り組むことが人事管理において報われるように制度上で担保することが考えられる。

（2）統合的な推進機関の構築とチームワークの発揮

規制改革についての統合的な推進力を上げていくためには、規制の所管省庁に対して一定の影響力を持ち、柔軟にコミュニケーションを図ることのできる政府機関を構築することが欠かせない。会議体の林立により分散している民間の人的資源を結集し、官民による充実した事務局を擁する機関とするとともに、根拠に基づいてテーマを設定していくことが求められる。

そこで、規制改革推進会議後の組織については、国家戦略特区諮問会議や新戦略推進専門調査会等の規制改革に関する機能を発展的に分離・統合し、規制

¹⁰ 規制の政策評価制度における定量分析が進めば、欧米にみられる OI00（One-in, One-out：規制の新設に際して、当該規制が国民や企業に課す費用と同等の規制改革を行うことを定める方針）のような仕組みも導入可能となる。

改革を一元的に担う常設機関¹¹「規制改革統合本部（仮称）」として新設することを目指すべきである。

「規制改革統合本部（仮称）」は、「未来投資戦略」に則り、民間から寄せられたニーズも踏まえて、改革すべき法制度の範囲や優先順位、期限等について検討し、規制官庁に強く助言するとともに、各省庁の規制の見直し状況等を適宜確認する役割を担うこととする。規制官庁の取り組みに進捗が見られない場合等を想定し、同本部に勧告権を付与することも重要である。

規制の政策評価制度を改善する観点からも、同本部は大きな役割を果たし得ると考えられる。欧米の規制監視機関¹²を参考に、各省庁が行う規制影響分析の妥当性を審査する機能の付与を検討すべきである。

こうした一定の緊張関係を制度的に確保する一方、政府が一つのチームであることを強く意識し、規制の所管省庁の取り組みにあたっては柔軟に意見交換を行い、既得権を失う関係者との調整等でも必要な支援を行うこととする。

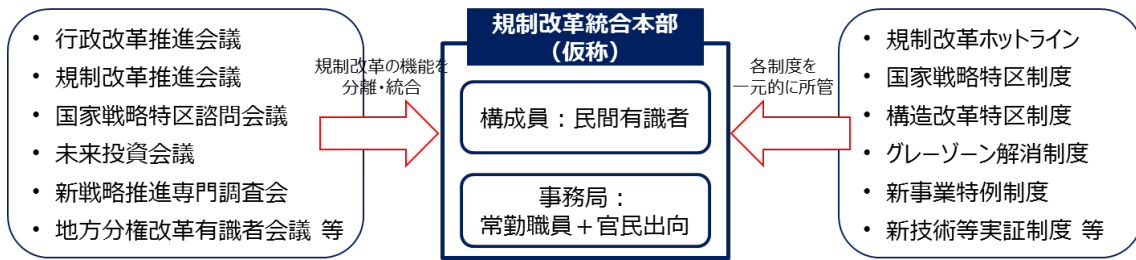
同本部の構成員は、経済社会の現場に造詣の深い民間人を中心とし、人材の定期的な新陳代謝を行う視点も欠かせない。また、一連の議論はフルオープン原則とし、検討過程の透明性を担保する必要がある。

事務局体制の統合・拡充もあわせて求められる。具体的には、政府内の規制改革に関連する諸制度を所管する組織を分離・統合し、予算も増額するとともに、人員についても、官民の出向者のみならず、常勤職員の継続的な確保により増員を図る必要がある。常勤職員の確保は、規制改革のスキルやノウハウを「機関記憶」として蓄積・継承していく観点からも重要である。

¹¹ 「行政改革委員会規制緩和小委員会」（1995年4月発足）以降、概ね3年毎の時限組織として規制改革の第3者機関が設置されている。

¹² 米国では、規制の所管省庁が提案段階と最終段階で2度の規制影響分析（RIA）を実施し、重要な規制はOIRA（Office of Information and Regulatory Affairs：情報・規制問題室）の審査を経て施行される。英国も同様であり、規制官庁が協議段階と最終段階で作成した影響評価書をRPC（Regulatory Policy Committee：規制政策委員会）が審査している。

(図表2)「規制改革統合本部(仮称)」のイメージ



出典：経団連事務局作成

(3) 事務局体制と制度の拡充

① 規制改革を担う事務局の一元化

「規制改革統合本部(仮称)」の事務局は、規制改革に関する要望のワンストップの窓口機能も担うことが重要である。全国単位、地域単位、企業単位と異なる制度が存在するなか、それぞれの強みや特色を活かしていきけるよう、一元的な窓口で相談や周知・広報活動を積極的に行うことが望まれる。規制改革を担う会議体の事務局が企業や地域におけるニーズと、新技術をはじめとする実証状況を幅広く把握することで、規制改革をめぐる検討材料を豊富に蓄積・提供できるようになり、同本部でのエビデンスに基づく検討の促進も期待できる。

② 規制改革を推進する制度の拡充

a) 国家戦略特区制度の拡充

国家戦略特区は「岩盤規制の突破口」として重要な役割を担う。本制度の意義は、地域を限定して改革を行うことで、全国単位の規制改革に向けたデータやエビデンスを収集することにある。かかる観点から、特区制度の拡充に必要な事項を4つ挙げる。

第1は、改正特区法の早期成立である。昨年度の通常国会と臨時国会で継続審議とされた「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」を早期に成立させて特区型のサンドボックス制度を導入し、近未来技術の実証実験を加速する環境を整備すべきである。

第2は、区域の追加指定である。さまざまな地域で規制の特例措置が実施されることで、当該地域の競争力強化に資するとともに、将来的な全国展開も近

づくと考えられる。2015年12月の3次指定以降、区域の追加指定は行われていないが、「国家戦略特区ワーキング・グループ」のヒアリング状況をみると、複数の自治体から意欲的な提案¹³がなされている。そこで、指定基準を明確にした上で4次指定を早期に実施すべきである。

第3は、全国展開のさらなる推進である。小泉内閣が創設した構造改革特区には、「構造改革特区評価委員会」が設置され、規制の特例措置の全国展開を促進する役割を担った。国家戦略特区においても、特例措置の実施にともなう特段の支障がみられない場合には、原則として規制の所管省庁が全国展開に向けた措置を講じるべきである。仮に全国展開が困難と判断する場合には、規制官庁に立証責任を負わせる必要があり、「規制改革統合本部（仮称）」において、立証内容を検討することも考えられる。

第4は、国家戦略特区制度を軸とした特区制度の整理・統合である。複数の特区制度が林立している（図表3）ため、制度の違いが分かりづらく、所管省庁の人的資源等も効率的に活用できていない。「規制改革統合本部（仮称）」へ諸制度を集約するにあたり、既存の制度を整理・統合し、事務局体制も拡充するとともに、将来的には特区制度の在り方も検討を図ることが望まれる。

（図表3）主な特区制度の概要

	国家戦略特区	総合特区	構造改革特区
開始時期 (法施行)	2013年12月	2011年8月	2002年12月
内閣	第2次安倍内閣	菅内閣	第1次小泉内閣
根拠法令	国家戦略特別区域法	総合特別区域法	構造改革特別区域法
支援策	規制改革、 税制・金融措置	規制改革、 税制・財政・金融措置	規制改革
推進方法	特区毎に設置する「区域会議」において、国・自治体・民間が一体で推進方策を協議	特区毎に設置する「国と地方の協議会」において、国・自治体・民間が一体で推進方策を協議	自治体や民間からの規制改革提案に対して、規制の所管省庁が個別に回答
対象	特区指定地域（10区域）	特区指定地域（48区域）	特区認定地域（1,321区域）
全国展開	あり（限定的）	あり（限定的）	あり

出典：若生幸也・富士通総研チーフシニアコンサルタント講演資料を経団連事務局が加工

¹³ 2018年度に開催された特区WGに限定しても、茨城県や岡山県和気町等が国家戦略特区を活用した近未来技術の実証実験を提案している。

b) 企業単位の規制改革制度の拡充

企業の具体的なプロジェクトを対象に、実証と事業化のそれぞれの段階に対応した規制改革制度が存在する（図表 4）。企業による制度の利用を活発化し、新技術の実用化・事業化を後押しする観点から、必要な事項を 3 つ挙げる。

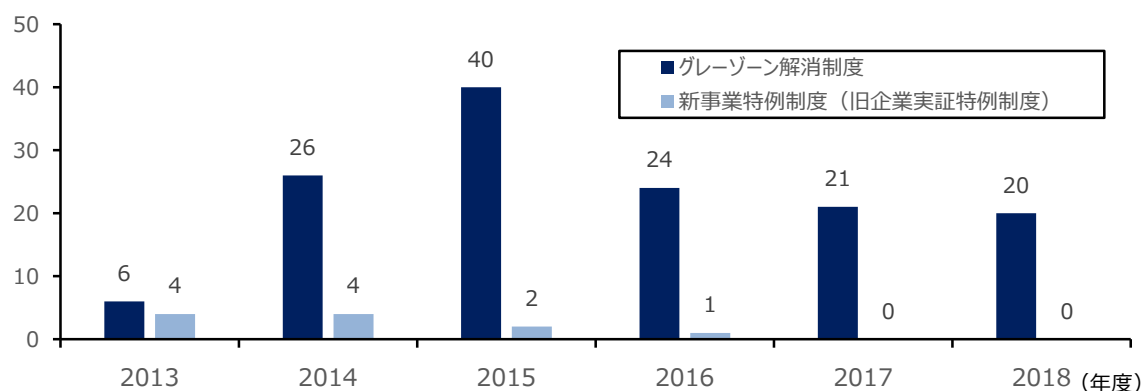
（図表 4）企業単位の規制改革制度の概要

	グレーゾーン解消制度	新事業特例制度	新技術等実証制度
開始時期 (法施行)	2014年1月	2014年1月	2018年6月
内閣	第2次安倍内閣	第2次安倍内閣	第4次安倍内閣
根拠法令	産業競争力強化法	産業競争力強化法	生産性向上特別措置法
支援策	法令解釈・適合性の明確化	規制改革	実証実験
内容	企業の事業計画に則して、規制の適用の有無をあらかじめ照会・確認	企業の事業計画に則して、企業単位で規制の特例措置を実施（安全性確保等が条件）	新技術やビジネスモデルの実用可能性を検証するための実証実験を実施
申請件数	137件	11件	3件（認定件数）

出典：経済産業省公表資料より経団連事務局作成

第 1 は、制度の周知・広報の促進である。2013 年 1 月に産業競争力強化法が施行されて以降、グレーゾーン解消制度と新事業特例制度の申請件数は十分とは言い難く（図表 5）、2018 年 6 月の生産性向上特別措置法の施行に基づくプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」（新技術等実証制度）は緒に就いたばかりのため、政府として一層の周知・広報を図るべきである。

（図表 5）グレーゾーン解消制度・新事業特例制度の申請件数の推移



出典：経済産業省公表資料より経団連事務局作成

第 2 は、事業所管大臣の折衝機能の強化である。規制の適用有無の明確化や

規制の特例措置の創設には、事業所管大臣と規制所管大臣との調整を経由するため、経済産業大臣を中心とする事業所管大臣の交渉力が極めて重要な役割を果たす。交渉の結果、必ずしも提案者が望まない結論を招いた事例もみられる¹⁴ため、事業所管大臣の折衝機能を確保する必要がある。

第3は、実証実験から規制改革に結び付ける仕組みの創設である。規制のサンドボックス制度は、参加者や期間等を限定して企業が実証実験を行い、規制改革に必要なデータを収集できるものであり、企業の創意工夫の発揮によるイノベーションの創出を後押しする画期的な仕組みである。一方、個別企業の実証結果や実績のみをもって全体の規制改革に結び付けることは容易でないと考えられる。そこで、実証実験を実施した企業の製品やサービスの事業化を対象に、規制の特例措置を設けるなど、段階的に規制改革を進める仕組みの創設を検討すべきである。あわせて、生産性向上特別措置法は3年間の時限立法¹⁵のため、サンドボックス制度の恒久化を図るべきである。

c) 規制改革ホットラインの継続設置

規制改革会議が2013年3月に設置した「規制改革ホットライン」は、国民・企業から広く提案を受け付ける仕組みであり、経済社会の変化に応じた規制改革を迅速に進める上で極めて重要な役割を果たしてきた¹⁶ことから、「規制改革統合本部（仮称）」においても継続することが望ましい。ただし、現行のホットラインは、受付フォームの記入内容について自由度が高いことから、要望内容が曖昧になりやすく、手戻りの発生や規制の所管省庁から定型的な回答を招くケースがある。また、要望提出後に回答を得るまでに相当な期間を要する場合や、規制官庁の個別プロセスが必要となるため、要望が受付の対象外となる場合もある。加えて、提案事項が他の規制改革制度と連携される仕組みもない。

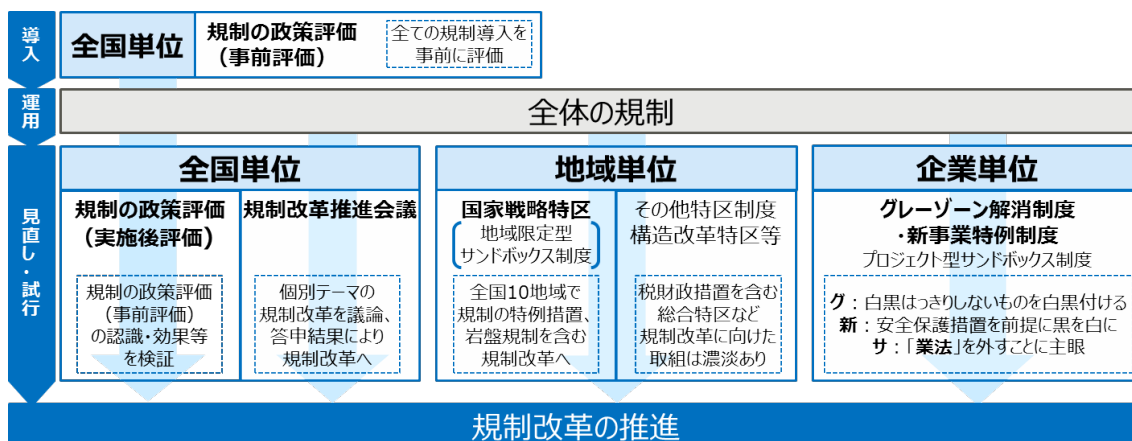
¹⁴ グレーゾーン解消制度を活用した結果、電動アシスト機能を付加した6人乗りのベビーカーが、道路交通法上の「軽車両」に該当し、車道もしくは路側帯の通行が必要と判断された事例がある。（2017年9月7日経済産業省ニュースリリース）

¹⁵ 生産性向上特別措置法の附則第2条は、施行日（2018年6月6日）から3年以内の法律の廃止を規定している。

¹⁶ 規制改革会議の第4次答申に盛り込まれた80項目のうち、規制改革ホットラインに寄せられた事項に関連するものは約8割に及ぶ。

ホットラインの継続にあたり、以上の問題点の解消も検討すべく、要望の受付フォーマットの見直しや標準処理期間の徹底等を行うことが望まれる。

(図表6) 規制改革の枠組みの全体像



出典：若生幸也・富士通総研チーフシニアコンサルタント講演資料

(4) 地方における規制改革の推進

事業活動が広域化する中でビジネス環境を改善するためには、国と地方が車の両輪となって規制改革に取り組むことが不可欠である。地方分権を尊重しつつ、「規制改革統合本部（仮称）」を中心に国の主導で全国レベルの規制改革を推進する観点から、必要な事項を3点挙げる。

第1は、好事例の横展開である。地方自治体の中には、首長の強いリーダーシップのもと、規制改革や行政改革を推進し、大きな成果を挙げた事例がみられる¹⁷。このような先進的な取り組みを国が把握した上で、さまざまな自治体が参考にできるよう、積極的な情報発信を図るべきである。

第2は、地方ごとに異なる規制の事例の収集・分析・提供である。中央省庁において、各地方支分部局や自治体での規制の運用状況を自ら網羅的に把握することは容易でない。規制改革ホットライン等も活用しながら、国として情報の収集・分析・提供に努め、産学官で問題意識や事例を共有すべきである。

第3は、国と地方の役割分担の整理である。デジタル化が進展するなか、各

¹⁷ 鳥取県では、平井伸治知事の主導により、国の削減目標（20%）を上回る30%もの行政手続コストの削減を達成した。

自治体が条例等で書式や様式を定める意義は乏しく、地方自治にもそぐわない。また、企業活動の広域化を踏まえると、自治体間の不合理な規制内容の差異が事業活動の阻害要因となる場合がある¹⁸。社会全体の効率化・高度化の観点から、自治体の創意工夫と、全国単位での統一化・共通化の在り方を整理する必要がある。とりわけ、国が自治体の意見を踏まえて標準様式¹⁹や標準条例を定めた場合には、各自治体での活用を原則必須とする措置²⁰を講じるべきである。

2. 規制改革の「哲学」の設定

規制改革の推進体制をめぐる機能不全を改善していくための以上の取り組みは多岐にわたる。行政の考え方や仕組みの大幅な見直しをとめない、変化を強いられる当事者からさまざまな抵抗が予想されるため、実現に向けては、国民による強力なバックアップが欠かせない。

折しも、革新的技術が実用途上にあるなかで、わが国社会の在り方は転換期を迎えている。未知の技術の社会実装を進める段階では、想定できない事象の発生も考えられるが、それらを最大限活用することで、国民一人ひとりが快適で活力に満ちた社会を実感²¹でき、国連が掲げる「SDGs」の達成も近づく。国民全体で、完璧であることを証明しなければ物事を進めようとし、所謂「ゼロリスク信仰」から脱却し、挑戦し続けるマインドへと転換する必要がある。

そのためには、消費者・生活者として得られる価値を示し、わが国が目指す将来像への理解を促すことで、社会の変化に対する受容性を高めていくことが求められる。その上で、新しい社会の実現に向けた規制改革の「哲学」を共有し、推進体制の見直しについても理解を得ていくことが望ましい。歴史を振り

¹⁸ 2016年度経団連規制改革要望では、騒音規制法で対象外となる「特定設備」について、富山県が条例に基づき不合理な横出し規制を実施していると指摘した。

¹⁹ 保育所の入所に必要な「就労証明書」について、内閣府が標準的様式を作成したものの、2018年7月の調査では半数を超える自治体が「活用する予定はない」と回答している。

²⁰ 食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可は自治事務であり、施設基準や申請様式は条例で定められるため、地方自治体毎に差異が生じている。厚生労働省は施設基準の標準化を推進するため、食品衛生法を改正し、各自治体が参酌すべき施設基準を省令で定める方針を打ち出している。(厚生労働省「『行政手続コスト』削減のための基本計画」)

²¹ 最先端技術を活用した未来社会の生活を住民目線で実現する「スーパーシティ構想」が検討されており、国民生活が変化する具体像として参考になると期待されている。

返ると、転換期に時の政権が経済界と協力して掲げた「民間活力の活用」「経済的規制は原則撤廃、社会的規制は最小限」「官製市場の民間開放」等の大方針が改革の目的として浸透し、国民の後押しを受けることで改革が進んでいる。

世界規模で経済社会の潮流が変化しようとしている今こそ、官民が共創する新たな社会「Society 5.0」に向けた規制改革の「哲学」をわかりやすい言葉で設定し、改革の羅針盤として国民に広く浸透させる必要がある。

3. 経団連の取り組み

経団連は会員企業・団体や国民が経済社会の活性化を広く実感できるよう、民間主導の規制改革を推進する。その一環として、規制改革の実現可能性を高めるべく、規制改革推進会議後の新組織との連携を強化し、検討事項の設定や人材の供給等において、積極的に協力関係を築く。

規制改革要望の作成方法も見直す。経団連の事業方針や規制改革推進会議後の新組織の検討事項等をもとに重点テーマを毎年設定し、会員企業・団体の要望に基づく具体的な提言を取りまとめ、規制の所管省庁も対象に幅広く働きかける。なお、提言に含まれない要望等については、経団連事務局が要望元に対してコンサルテーションを行いながら、実現を支援する。

これらの見直しを2019年度に試行的に行い、結果を踏まえて効果的な規制改革の進め方を引き続き検討する。

IV. おわりに

本提言にて記した規制改革の推進体制を実現していくためには、さまざまな取り組みが必要となり、一定の時間を要することが想定される。その過程では、法改正をはじめとした重要な局面が発生し、政治の強力なリーダーシップの発揮が求められる。経団連は政府・与党との連携をこれまでにも増して強め、新たな規制改革の推進体制の構築に全力で取り組む所存である。

以 上